

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 6 月 8 日現在

機関番号：14301

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2009～2013

課題番号：21530084

研究課題名(和文) 会社法の下での定款自治のあり方に関する総合的研究

研究課題名(英文) Research on how flexibly shareholders can determine their own rules through articles of incorporation

研究代表者

前田 雅弘 (MAEDA, Masahiro)

京都大学・法学(政治学)研究科(研究院)・教授

研究者番号：50240817

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,000,000円、(間接経費) 600,000円

研究成果の概要(和文)：平成17年制定の会社法は、株主による定款自治を拡大したが、認められる定款自治の範囲については、なお解釈によってその範囲を決しなければならない場合が少なくなく、またその範囲が明文で明らかとされている事項についても、立法論としてそれが適切かどうか問題となる。本研究は、全株式譲渡制限会社と公開会社とに区分をし、それぞれ機関関係および株式関係の規律について、あるべき定款自治の範囲について、解釈論・立法論の両面から検討を行った。

研究成果の概要(英文)：Under the present Corporation Act, which enables shareholders to determine the rules more flexibly through the articles of incorporation, the extent of flexibility is still left to interpretation. In addition, we must examine whether the Act provides the appropriate range for the flexibility. This research examined why and to what extent corporate law rules, which can be classified into rules on closely held corporations and rules on publicly held corporations, are allowed to be enabling rules in contrast with mandatory rules.

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・民事法学

キーワード：定款自治 全株式譲渡制限会社 公開会社 機関設計 種類株式 譲渡制限 発行可能株式総数

1. 研究開始当初の背景

(1)平成 17 年に制定された会社法の最大の特徴の一つに、定款自治の拡大がある。学説上、閉鎖的な株式会社については、その内部関係について大幅な定款自治を認めるべきことが早くから提唱されていたが、平成 17 年制定の会社法は、全株式譲渡制限会社（公開会社でない会社）についてはもちろんのこと、公開会社についても、定款自治を相当に拡大する方向に進んだ。

(2)平成 17 年制定の会社法による定款自治の拡大は、機関設計、権限分配、種類株式の内容など、さまざまな領域に及んでいるが、一口に定款自治といっても、認められる定款自治の範囲については、会社法の規定から一義的に明確といえる場合もあれば、会社法の下でも、なお解釈によってその範囲を決しなければならない場合も少なくない。

他方において、定款自治の範囲が明文により明らかとされている事項については、立法論として、そのような範囲での定款自治を認めることが適切かどうかの問題となる。すなわち、定款自治を認めることで、恣意的な選択がされるおそれはないか、不必要な制約が課せられていないか等を検討しなければならない。

(3)研究開始当初、平成 17 年制定の会社法については、その解釈論は着実に積み重ねられつつあったが、その多くは個別の制度・規定の解釈にとどまっており、同法全体における定款自治のあり方について、解釈論・立法論の両面から総合的に検証する作業は、十分には行われていないように思われた。

研究代表者は、かねて会社法の強行法規性に関心を有していたところ、会社法の下で定款自治が大幅に進展したことを受け、同法の下での具体的な制度および規定を前提として、定款自治の根拠を検討し、その根拠に照

らし、あるべき定款自治の範囲についての解釈論・立法論について研究する必要があると考えるに至った。

2. 研究の目的

本研究は、平成 17 年に制定された会社法の諸規律について、どのような類型の規律についてはどこまでの定款自治が認められるかを、定款自治を認めるべき根拠に照らして考察し、あるべき定款自治の範囲について解釈論・立法論上の提言を行うことを目的とする。

3. 研究の方法

平成 17 年制定の会社法は、全株式譲渡制限会社と公開会社とで、相当に異なった規律を採用しており、その違いの多くは、全株式譲渡制限会社について、公開会社には認められない定款自治を認めるという点に存する。そこで本研究では、大きくは全株式譲渡制限会社と公開会社とに分類をして検討を進める。全株式譲渡制限会社と公開会社とでは、定款自治を認めるべき根拠も範囲も大きく異なると考えられるからである。

さらに全株式譲渡制限会社および公開会社のそれぞれの会社類型ごとに、機関関係、株式・新株予約権関係、その他関係に区分して考察を進める。同じ会社類型にあっても、これらの区分ごとに定款自治のあり方は相当に異なると思われるからである。

4. 研究成果

(1)全株式譲渡制限会社の機関関係について、平成 17 年制定の会社法は、機関設計について、とくに全株式譲渡制限会社に大幅な選択の自由を認め、取締役会を置かなくてよいなど、会社法制定前の旧有限会社と基本的には同様の機関の設置を選択できることとした。会社法が機関設計についてこのように大幅な定款自治を認めた根拠は、株式全部に譲渡制限があれば、株主間に緊密性を確保することができ、真の合意により株主間契約を締結することが不可能でない関係が株主間に存在し、基本的に契約自由の実質が妥当す

ることにあると理解することができる。このような規制根拠に照らし、機関ごとに設計の柔軟性に関する現行法の規律を検討してみると、それぞれ理論的には正当な理由のあることが明らかとなった。もっとも、譲渡制限はあっても多数の株主が存在する会社などで、大幅な定款自治を認める根拠が真に存在するかという問題等、なおいくつかの検討課題のあることも明らかとなった。

機関設計以外にも、機関関係では、取締役会設置会社において定款による株主総会の権限の拡大は無制限に認められるか、株主総会決議の効力発生を第三者の承認にかからせる旨を定款で定めることはできるか、譲渡制限株式の譲渡の承認機関を定款でまったくの第三者とすることができるか等の問題は、なお解釈問題として残されているところ、これらの問題についても解釈の方向性につき視座を得ることができた。

(2) 全株式譲渡制限会社の株式関係について。株式の種類等に関しては、種類株主総会における取締役・監査役の選解任(会社法 108 条 1 項但書・同項 9 号)、株主の権利に関する事項についての株主ごとの異なる取扱い(同 109 条 2 項)、議決権制限株式の発行数(同 115 条)について、会社法は全株式譲渡制限会社に特に広い定款自治を認めているが、定款自治の範囲が広すぎ、濫用的に利用されるおそれのあることが明らかとなった。たとえば、種類株主総会における取締役・監査役の選解任の制度において、定款において解任は全体の株主総会で行う旨の定めを設けておかない限りは、ある種類株主総会で選任された取締役に不正行為等がある場合にまで、他の種類の株主は、当該取締役の解任を訴えをもって請求することができない。これは不合理であり、立法的な手当が必要であると思われる。

また、定款による株式の譲渡制限の制度に

ついては、会社法の下でもなお定款自治の範囲が明らかでない事項が存在することが明らかとなった。たとえば、譲渡を承認する機関について、文言上は単に「別段の定め」を許容するにとどまっているが(139 条 1 項但書)、会社の意思決定機関でないまったくの第三者に決定させることも許容されるかは明らかでない。会社法が定款自治を認めた理由に照らし、解釈により合理的な限定を設ける必要がある。

(3) 公開会社の機関関係について。公開会社である大会社は、現行法の下で、定款により、監査役会設置会社または委員会設置会社のいずれかの機関設計を選択することができ、平成 14 年改正は、これらの 2 つの機関設計の間で「制度間競争」が行われることを期待していた。しかし委員会設置会社の制度は、よく練られた合理的な制度であるにもかかわらず、その利用は思うように進んでいない。本研究では、その原因は何であり、法律によって制度の利用を促進できるのであれば、必要な手当をすべきではないかについて考察を行った。次期会社法改正で導入される予定の監査等委員会設置会社の制度は、監査役会設置会社および委員会設置会社の短所をできるだけ修正して考案された制度であり、利用が進んでいくことが期待される。

(4) 公開会社の株式関係について。種類株式制度に関しては、会社法の下で定款自治が押し進められた結果、定款自治の範囲が広すぎ、濫用的な利用がされるおそれのあることが明らかとなった。とりわけ、全部取得条項付種類株式の制度が少数株主の締め出しの手段として利用されるようになってきているところ、このような利用の仕方は制度導入時には想定されていなかったものであり、少数株主を害するおそれがある。

また、定款所定の発行可能株式総数に関し

では、これが発行済株式総数の4倍もの比率で認められることから、取締役会が支配権変動を伴う大量の新株発行を決定し、これによって既存株主の利益が害されないかが問題となる。さらに、発行可能株式総数は株式併合の影響を受けないという解釈が会社法の下では通説となっているところ、株式併合の結果、発行可能株式総数が発行済株式総数の4倍を大きく超える状態が生じ、取締役会の新株発行権限が過大になるという問題がある。

これらの問題については、次期会社法改正で一定の手当てがなされるものもあり、これについては、必要十分な対応がなされたと言えるか、改正の当否を検証していく必要がある。

(5)次期会社法改正について。平成24年9月に法制審議会において次期会社法改正のための要綱がとりまとめられ、平成25年11月に法案が国会に提出された。本研究においては、同改正において設けられる予定の新たな規律が、適切な範囲の定款自治を実現するものとなっているかの検討が重要な課題となった。

たとえば、同改正により、機関関係に関する定款自治が拡大され、会社は、定款により、監査等委員会設置会社という新たな機関形態を選択することが可能となる見込みである。この機関形態は、業務執行担当者の意思決定権限が大きすぎないか等、定款自治の範囲を広く認めすぎているのではないかという問題、または既存の機関形態との均衡を欠いているのではないかという問題のあることを指摘した。もっとも、機関形態について定款自治の適切な範囲を判断するに当たっては、実務界にとって使いやすいかどうかという要素等も考慮せざるを得ず、その判断は容易でないことが明らかとなった。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計10件)

前田 雅弘、「監査役会と三委員会と監査・監督委員会」、江頭憲治郎編『株式会社法大系』(有斐閣)、査読なし、2013、pp.253-275

前田 雅弘、「親会社株主の保護」、ジュリスト、査読なし、1439号、2012、pp.38-44

前田 雅弘、「(座談会)『会社法制の見直しに関する要綱』の考え方と今後の実務対応」、商事法務、査読なし、1978号、2012、pp.6-38

前田 雅弘、「(研究報告)会社法制の見直しに関する中間試案について - 企業統治関係」、大証金商法研究会、査読なし、9号、2012、pp.53-91

前田 雅弘、「(講演)会社法改正の動向」、株式実務(住友信託銀行証券代行部)、査読なし、96号、2011、pp.1-20

前田 雅弘、「(研究報告)ライツ・オフアリングの円滑な利用に向けた制度整備と課題」、金融商品取引法研究会研究記録、査読なし、34号、2011、pp.1-21

前田 雅弘、「金融商品取引所に係る改正自主規制業務を中心に」、金融商品取引法研究会編『金融商品取引法制の現代的課題』(日本証券経済研究所)、査読なし、2010、pp.318-338

前田 雅弘、「インサイダー取引規制のあり方」、商事法務、査読なし、1907号、2010、pp.25-34

前田 雅弘、「発行可能株式総数の定めと株主保護 - 四倍規制の再検討」川濱昇ほか編『企業法の課題と展望(森本滋先生還暦記念)』(商事法務)、査読なし、2009、pp.25-54

前田 雅弘、「(講演)株券電子化と株式・株主総会に係る法的諸問題」、株式実務(住友信託銀行証券代行部)、査読なし、90号、2009、pp.1-33

〔学会発表〕（計2件）

前田 雅弘、『（シンポジウム）株式保有構造と経営機構』についてのコメント」、日本私法学会、2013年10月13日、京都産業大学

前田 雅弘、『インサイダー取引規制のあり方』日本私法学会、2010年10月11日、北海道大学

〔図書〕（計1件）

前田 雅弘 他、有斐閣、『会社法事例演習教材 [第2版]』、2011、232

6．研究組織

(1)研究代表者

前田 雅弘 (MAEDA, Masahiro)

京都大学・法学(政治学)研究科(研究院)・教授

研究者番号：50240817